

報道機関へ提供資料

発表日 令和7年7月16日(水)

沼津市選挙管理委員会

案件名 沼津市内期日前投票所における投票用紙の交付誤りについて

担 当 選挙管理委員会事務局 事務局長 河村 崇
直通 055-934-4815 内線 2751

1 内 容

参議院議員通常選挙の沼津市内期日前投票所において、投票用紙の交付誤りが発生しました。

2 概 要

(1) 日 時 令和7年7月16日(水) 午前9時40分

(2) 投票所名 沼津市愛鷹地区センター期日前投票所

(3) 事案の概要

令和7年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙の上記期日前投票所において、投票用紙の交付誤りがありました。

(4) 経緯と対応状況

7月16日(水)午前9時40分頃、受付人数に対する投票用紙の残り枚数の確認作業中に、参議院比例代表選出議員選挙(以下「比例」という。)の残り枚数が、本来残っているはずの枚数より1枚少ないことが判明しました。(静岡県選出議員選挙(以下「選挙区」という。)の投票用紙の残り枚数に異常はありませんでした。)

これを受け、比例の投票用紙交付係の派遣職員から事情を聴取したところ、選挙人から「白い紙を選挙区の投票箱に誤投函した」旨の申告があったが、選挙区の投票用紙を投函する際に『宣誓書及び投票用紙交付請求書』(※A5の白色コピー用紙)も一緒に投函したものと判断し、投票管理者等に確認しないまま、比例の投票用紙を交付していたことが判明しました。

以上のことを総合して検討した結果、「白い紙」は比例の投票用紙であり、比例の投票用紙を二重に交付してしまったものと判断しました。

(5) 原因

投票事務に従事する者に対しては、事務過誤のないように事前に研修を行っていましたが、今回は、投票管理者等への確認を怠ったことにより、発生してしまったものです。

(6) 今後の対応

市選管としては、今後の対応として、全ての期日前投票所の投票事務従事者に対し、適正な事務執行について再確認し、確実な投票事務を行うこと、及び判断に迷う場合には管理者等への確認を徹底するよう指示しました。